

## 安心こども基金充当事業一覧

(単位：千円)

項目・事業名	H21年度	H22年度		差引 B-A
	現計 A	要求額	査定 B	
1. 保育サービス等の充実(厚労省関係)	657,971 (0)	1,083,599 (0)	1,083,599 (0)	425,628 (0)
(1) 保育所等整備支援事業	633,831	1,065,190	1,065,190	431,359
保育所の整備に対する補助 国(基金) 1/2、市町村 1/2	(0)	(0)	(0)	(0)
(2) 地域児童育成事業	20,000	13,332	13,332	▲ 6,668
放課後児童クラブの整備に対する補助 国(基金) 1/3、県※ 1/3、市町村 1/3 ※基金一財分対応	(0)	(0)	(0)	(0)
(3) 保育所等運営支援事業	4,140	5,077	5,077	937
保育の質の向上のための研修事業に対する補助 [県事業] 国(基金) 1/2、県※ 1/2 ※基金一財分対応 [市町村事業] 国(基金) 1/2、市町村 1/2	(0)	(0)	(0)	(0)
2. 保育サービス等の充実(文科省関係)	390 (0)	1,208 (0)	1,208 (0)	818 (0)
(4) 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業【総務課】	390	1,208	1,208	818
私立幼稚園にデジタルテレビ等の整備費を補助 ■補助単価 @245千円(デジ'外テレビ)、@200千円(77寸工事) ■補助率 国1/2、法人1/2	(0)	(0)	(0)	(0)
3. すべての子ども・家庭への支援	8,627 (0)	115,533 (0)	115,533 (0)	106,906 (0)
(5) みんなで子育て応援事業(こっころ事業)	8,627 (0)	21,750 (0)	21,750 (0)	13,123 (0)
① 地域子育て創生事業(県事業)	2,349	0	0	▲ 2,349
・WebGISによるこっころ協賛店情報システムの改修 ・おもむ替え等のスペースを有する施設を認定制度の創設	(0)	(0)	(0)	(0)
② 地域子育て創生事業(市町村事業)	6,278	21,750	21,750	15,472
地域子育てを行うNPO等の活動の立ち上げ支援など市町村実施事業への補助 ■対象 10市町	(0)	(0)	(0)	(0)
(6) しまね子育て支援プラス事業	0	80,000	80,000	80,000
しまね子育て総合支援推進事業交付金制度の拡充 ・地域の実情やニーズに応じた創意工夫のある子育て支援を行う市町村へ交付金を交付	(0)	(0)	(0)	(0)
(7) ふるまい向上プロジェクト事業【教育庁】	0	13,783	13,783	13,783
乳幼児期から教育・養育環境を充実し、乳幼児とその親両方のふるまいを向上させる県民運動に広げるための事業を実施 ・推進協議会の開催 ・小1プロブレム対策事業 等	(0)	(0)	(0)	(0)
4. ひとり親家庭等への支援の拡充	14,753 (0)	36,590 (0)	36,590 (0)	21,837 (0)
(8) 母子家庭等自立支援事業	14,753	36,590	36,590	21,837
母子家庭の母の経済的自立に効果的な資格取得を補助【拡充】 ■対象期間 修学期間の後半1/2→全期間 ■補助単価 民税非課税世帯 @103→@141、課税世帯@51.5→@70.5	(0)	(0)	(0)	(0)
5. 社会的養護の拡充	18,551 (9,276)	23,636 (6,831)	23,636 (6,831)	5,085 (▲ 2,445)
(9) 施設入所児童支援事業	14,915	20,000	20,000	5,085
・児童養護施設的环境整備 ■補助率 10/10 ・児童養護施設職員の研修経費の補助 ■補助率 10/10 国(基金) 1/2、県※ 1/2 ※一部基金一財分対応	(7,458)	(5,013)	(5,013)	(▲ 2,445)
(10) 障害児施設等給付費【障害者福祉課】	3,636	3,636	3,636	0
障害児施設等の職員が資質向上のための研修への参加経費に対する補助 国(基金) 1/2、県 1/2	(1,818)	(1,818)	(1,818)	(0)
合計	700,292 (9,276)	1,260,566 (6,831)	1,260,566 (6,831)	560,274 (▲ 2,445)

(注) 上段：事業費、下段(括弧内)：一般財源

■しまね子育て支援プラス事業 交付金メニュー・県直営事業一覧

(単位:千円)

項目	No.	メニュー ○は実践モデルや人材養成課程を県が示すもの	基準額 (事業あたり)	予算額
子どもの預かり充実支援	1	○病児・病後児、障害児の預かり事業 ※人材養成は県事業として実施	1事業あたり 500千円	2,000
	2	○身近な地域での子どもの預かり事業	1事業あたり 500千円	2,000
	3	○子どもの預かりができるボランティア人材の養成事業	1事業あたり 500千円	3,500
	4	民間施設等を場とする学童保育事業	1事業あたり 200千円	2,600
特に支援が必要な家庭の支援	5	障害児を育てる家庭、多胎児を育てる家庭、ひとり親家庭、外国人の親家庭の交流事業(講演会・学習会事業含む)	1事業あたり 200千円	6,400
	6	○引きこもりや不登校者の活動の場づくり事業	1事業あたり 500千円	2,000
	7	○引きこもりや不登校者の活動支援ができる人材等の養成事業	1事業あたり 500千円	2,000
	8	子育て支援情報発信事業(IT・紙媒体)	1事業あたり 200千円	600
大学との連携	9	大学と連携した新たな子育て支援事業	1事業あたり 200千円	800
家庭の教育力向上支援	10	子育て講座事業	1事業あたり 50千円	5,000
子どもの育ち支援	11	幼稚園機能の確保・創設事業	1事業あたり 200千円	1,600
	12	子ども活動プログラム充実事業	1事業あたり 100千円	2,100
世代間交流活動支援	13	中高大学生の子育てボランティア活動支援事業	1事業あたり 100千円	800
	14	世代間交流活動支援事業	1事業あたり 50千円	2,950
	15	異年代グループ活動支援事業	1事業あたり 50千円	2,950
活動や交流の支援	16	子育てグループ活動支援事業	1事業あたり 50千円	2,950
	17	遊休施設を活用した子育て支援の場の整備事業	1事業あたり 500千円	8,500
	18	子育て家庭の交流活動事業(子育てサロン事業含む)	1事業あたり 100千円	2,100
	19	保育所・幼稚園の地域交流活動事業	1事業あたり 50千円	13,000
預かり以外の保育等支援	20	在宅家庭への訪問育児支援事業	1事業あたり 200千円	600
	21	外出付き添い事業	1事業あたり 100千円	300
父親・祖父母の子育て参加支援	22	父親クラブ、祖父母クラブ活動事業	1事業あたり 100千円	700
	23	父親・祖父母の子育て支援講座事業	1事業あたり 50千円	1,050
企業の取組の充実支援	24	従業員の子育てを応援する企業支援事業	1事業あたり 200千円	1,800
	25	企業の子育て支援サービス提供事業	1事業あたり 100千円	2,100
仕事と家庭の両立支援	26	再就職支援講座事業	1事業あたり 200千円	2,000
	27	両立支援講座事業	1事業あたり 50千円	1,050
※調整枠				550
		小計		74,000
県実施分		民間団体・県民・市町村との意見交換を行ったうえで、実践モデルの構築について専門機関・市町村・関連団体により検討し、実践モデルの取組み成果発表		6,000
		人材養成(病児・病後児保育等のサポート人材の養成課程を策定し、養成講座を開催)		
合 計				80,000

〇しまね子育て支援プラス事業 メニュー6 実績

松江市	<p>○引きこもりや不登校者の活動の場づくり事業</p> <p>青少年支援センター</p>	1事業あたり 500千円	1	500	<p>○実施内容 居場所事業を行うNPO法人に対する支援 委託または補助にて実施予定</p> <p>○対象者・人数 居場所事業を行うNPO法人等 1団体</p> <p>○実施時期 未定</p>	<p>○実施方法 未定 直接実施・委託・補助 (委託・補助先 )</p> <p>○経費 未定 謝金・旅費・需用費・役務費・使用料・ その他( )</p>
出雲市	<p>○引きこもりや不登校者の活動の場づくり事業</p>	1事業あたり 500	1	500	<p>○実施内容 不登校・ひきこもりがちな若者の自由に利用できる居場所に常勤スタッフを配置し、利用者への対応の充実。(面接・様子の観察・関係機関への連絡)</p> <p>○対象者・人数:常勤スタッフ1人(半日) 利用者:年間延べ800人 スタッフ:25人</p> <p>○実施時期:平日9時から5時まで開設(約250日)</p>	<p>○実施方法 直接実施・<u>委託</u>・補助 (委託先:自分づくりの会 )</p> <p>○経費 <u>謝金</u>:2,000円×242日=484,000円 <u>需用費</u> 16,000円</p>
益田市	<p>○引きこもりや不登校者の活動の場づくり事業</p>	1事業あたり 500	1	500	<p>●実施内容 居場所づくり、相談、家庭訪問等の実施及び民間団体の育成支援</p> <p>●対象者・人数 300人</p> <p>●実施時期 年間を通じて</p>	<p>●実施方法 直接実施・委託・補助 委託・補助先( )</p> <p>●経費 謝金・旅費・需用費・役務費・使用料・その他( )</p>
雲南市	<p>○引きこもりや不登校者の活動の場づくり事業</p>	1事業あたり 500	1	500	<p>○実施内容 引きこもりや不登校者の居場所づくり事業</p> <p>○対象者・人数 10人</p> <p>○実施時期 平成22年度</p>	<p>○実施方法 直接実施:公設施設にて実施</p> <p>○経費 事業予算額5,598千円(内訳:報酬433千円、需用費167千円)</p>
計			4	2,000		

〇しまね子育て支援プラス事業 メニュー7 実績

松江市	<p>〇引きこもりや不登校者の活動支援ができる人材等の養成事業</p> <p>青少年支援センター</p>	1事業あたり 500千円	1	500	<p>〇実施内容 講習会並びに定例会(課題検討会議)の開催、中央での研修会参加や先進地視察の実施</p> <p>〇対象者・人数 様々な困難を抱える子ども・若者を支援する関係機関・団体等において活動する相談員等 約20名</p> <p>〇実施時期 5月～3月</p>	<p>〇実施方法 直接実施・委託・補助 (委託・補助先 )</p> <p>〇経費 謝金・旅費・需用費・役務費・使用料・その他( )</p>
出雲市	<p>〇引きこもりや不登校者の活動支援ができる人材等の養成事業</p>	1事業あたり 500	1	500	<p>〇実施内容 引きこもりや不登校者が増加傾向にある中、どのような支援策と人材育成が求められているか、講師を招き、研修会及びパネルディスカッションを行う。</p> <p>〇対象者・人数 各支援・相談機関職員、教職員、青少年育成団体など計200人</p> <p>〇実施時期 平成22年11月(予定)</p>	<p>〇実施方法 直接実施・委託・補助 (委託・補助先 )</p> <p>〇経費 謝金・旅費・需用費・役務費・使用料・その他(食費 )</p>
益田市	<p>〇引きこもりや不登校者の活動支援ができる人材等の養成事業</p>	1事業あたり 500	1	500	<p>●実施内容 子ども応援室等の相談機関で従事する職員等を対象にした研修等</p> <p>●対象者・人数 30人×10回</p> <p>●実施時期 4月～2月</p>	<p>●実施方法 直接実施・委託・補助 委託・補助先( )</p> <p>●経費 謝金・旅費・需用費・役務費・使用料・その他( )</p>
雲南市	<p>〇引きこもりや不登校者の活動支援ができる人材等の養成事業</p>	1事業あたり 500千円	1	500	<p>〇実施内容 引きこもりや不登校者も活動支援に関わる者を対象とした研修会の開催</p> <p>〇対象者・人数 教職員、支援員、訪問支援員、家族等</p> <p>〇実施時期 平成22年度</p>	<p>〇実施方法 直接実施</p> <p>〇経費 講師謝金330,000円(100,000円×3回、10,000円×3回)・需用費・使用料等 170,000円</p>
浜田市	<p>〇引きこもりや不登校者の活動支援ができる人材等の養成事業</p>	1事業あたり 500	1	500	<p>〇実施内容 子どもや青少年の相談業務に携わる職員等を対象に研修会を開催する。</p> <p>〇対象者・人数 約50人程度</p> <p>〇実施時期 11月以降で検討</p>	<p>〇実施方法 直接実施・委託・補助 (委託・補助先 )</p> <p>〇経費 謝金・旅費・需用費・役務費・使用料・その他(賃金 )</p>
計			5	2,500		

# ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン

平成19年度から平成21年度に取り組まれた厚生労働科学研究「思春期のひきこもりをもたらす精神科疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究(主任研究者 齋藤万比古:国立国際医療研究センター国府台病院)」の研究成果として、この度「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」がまとめられた。

## ポイント

### ○ひきこもりの定義 (6ページ)

・「様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学, 非常勤職を含む就労, 家庭外での交遊など)を回避し, 原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)を指す現象概念」と定義(概ね従来通り)。  
・なお、「ひきこもりは原則として統合失調症の陽性あるいは陰性症状に基づくひきこもり状態とは一線を画した非精神病性の現象とするが, 実際には確定診断がなされる前の統合失調症が含まれている可能性は低くないことに留意すべき」としている。

### ○ひきこもりの子どもや青年の数 (8ページ)

・現在のところ最も信頼性の高い調査<sup>(※)</sup>によると, 現在ひきこもり状態にある子どものいる世帯は, 全国で約26万世帯と推計。

※ 厚生労働科学研究「こころの健康についての疫学調査に関する研究」(主任研究者:川上憲人)

### ○ひきこもりの長期化を防ぐための視点 (12ページ)

・当事者の来談・受診をできるだけ早く実現することが重要であり, 支援機関には以下の視点が必要。

1. 身近な地域にあるひきこもりに対する支援機関を, 普段から住民向けに広く周知しておくこと。
2. 家庭への訪問を行うアウトリーチ型支援を, タイミングよく開始すること。
3. 家族がひきこもりの本人に来談・受診を説明しやすくなるようなアドバイス、ガイダンスを継続すること。

### ○ひきこもりの評価 (13ページから)

・適切な評価が行われるためには以下の要素が重要。

1. 長期的な関与を続けながら情報を蓄積すること。
2. 精神障害の有無について(気分障害、統合失調症、発達障害など)判断すること。

### ○ひきこもりに対する支援(25ページから) (参考資料1に要点を抜粋)

・地域連携ネットワークを構築し, 訪問支援(アウトリーチ型支援)も用いながら, 支援段階にあわせて家族や当事者への支援を実施。

## 本ガイドラインの普及について

- ・各自治体の精神保健福祉センター、ひきこもり地域支援センター、地域若者サポートステーション等の専門機関の職員向けに、「ガイドラインの配布」「思春期精神保健対策専門研修」等を実施。
- ・当事者やご家族、ひきこもりの支援を知りたい方向けに、厚生労働省ホームページにおいて公開。

## ひきこもりに対する支援の要点(ガイドラインからの抜粋)

### (1)ひきこもり支援の多次元モデル (25ページ)

○ひきこもりの支援は、当事者とその周囲の状況の全体的な評価に基づいて組み立てられるべき。

第一の次元:背景にある精神障害に特異的な支援

第二の次元:家族を含むストレスの強い環境の修正や支援機関の掘り起こしなど環境的条件の改善

第三の次元:ひきこもりが意味する思春期の自立過程の挫折に対する支援

### (2)地域連携ネットワークによる支援 (26ページから)

○ひきこもり支援は教育、保健、福祉、医療などの複数の専門機関による多面的な支援が必要。

### (3)家族への支援 (35ページから) (参考資料2の図を参照)

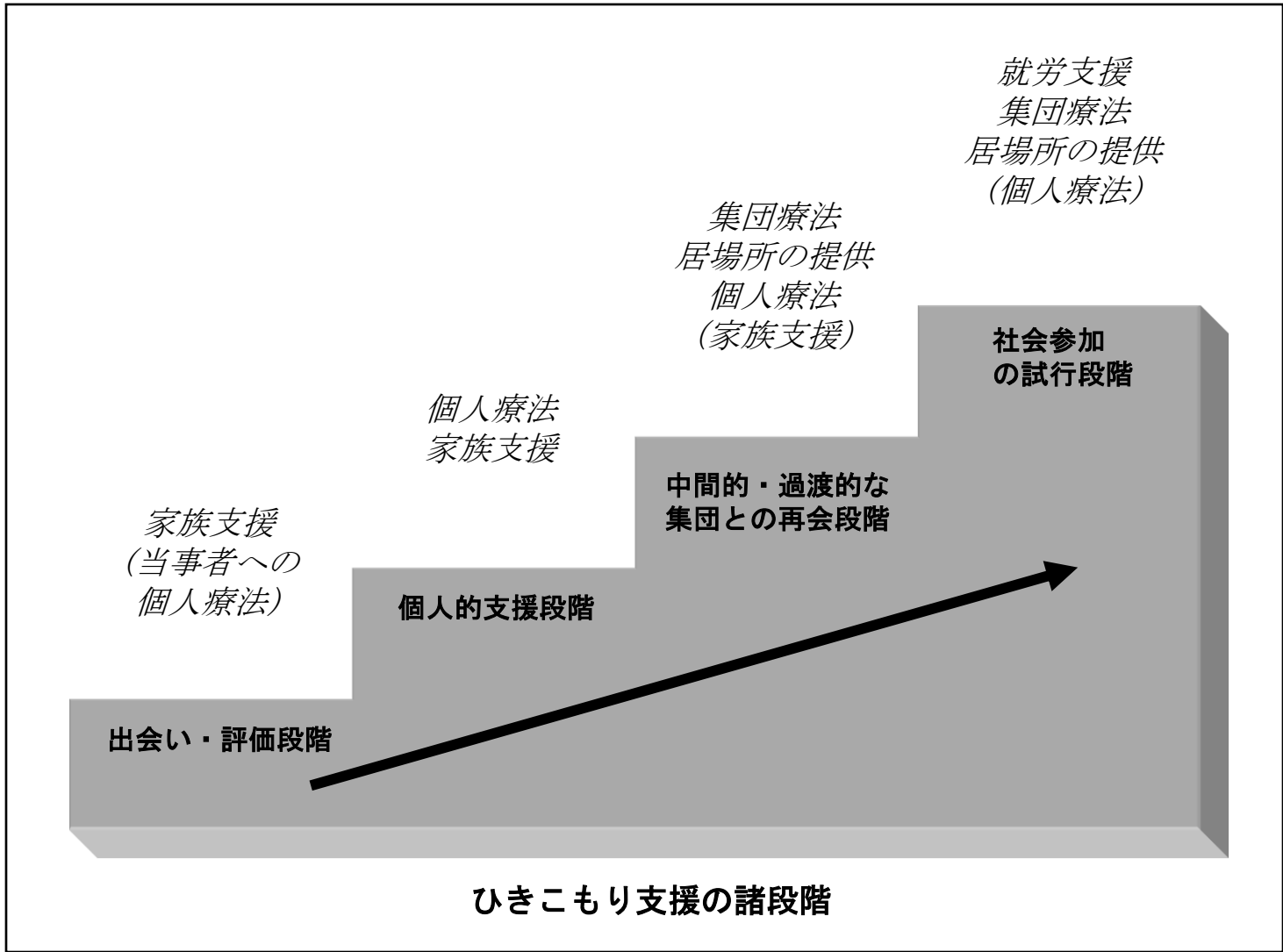
- ・当事者が単身で相談に来る場合はともかく、未成年の不登校・ひきこもり事例、家族につれられてやってくる成人のひきこもり事例、家族だけしか相談に来ない事例では、支援は第一段階である家族支援段階から開始し、順を追って当事者が中心の支援段階へと進んでいく。
- ・家族が支援者から共感され受容される体験を持つことは、家庭における当事者への家族の姿勢に好ましい影響を与えることにつながる。

### (4)当事者への支援 (41ページから) (参考資料2の図を参照)

- ・多くは家族のみの来談による家族支援から始まり、ある時点で来談型あるいはアウトリーチ型の当事者に対する支援が始まるという経過をたどる。
- ・当事者と支援者の直接的な面談が始まったら、まずは支持的で受容的な面談を開始すべき。
- ・個人療法的な面談では得られない同年代集団との活動を経験した当事者の中から、より明確に就労を目的とした集団活動を求める当事者が現われるので、就労支援機関につなげる。
- ・ひきこもりという現象それ自体が薬物療法の対象であるとはとらえるのではなく、背景に存在する精神障害の正確な診断に基づいて、重症度や有効性の評価を行ったうえで、薬物療法の開始を決定すべき。

### (5)訪問支援:アウトリーチ型支援 (53ページから)

- ・不登校やひきこもりの支援では、当事者が相談や治療場面に出向くことが難しい場合が多いこと、あるいは相談や受診に踏み切れない当事者に対する一歩踏み込んだ介入が必要な場合があることから、家庭訪問を中心とするアウトリーチ型の支援が有効な支援法の一つとして期待される。
- ・訪問支援のタイミングを慎重に考慮し、訪問実施前の準備段階で、①情報の収集と関係づくり、②達成目標の明確化、③家族や当事者への事前連絡、④適切な訪問のセッティング、⑤関係機関との情報交換、を検討すべき。
- ・当事者が訪問を拒否しており、家族を対象とした訪問を行っている場合でも、当事者は支援者に強い関心を持っているはずであり、当事者の存在を意識し、当事者の本当の気持ちを尊重する姿勢で臨む。
- ・訪問支援(アウトリーチ型支援)がめざすゴールは、精神科医療や社会活動への可能性を拡げるための社会資源につながること。



# 若者の意識に関する調査(ひきこもり調査) 骨子

標本数 5,000人(全国15歳以上39歳以下の者)  
有効回収率(率) 3,287人(65.7%)

## ひきこもり群の推計数

	有効回収率に占める割合(%)	全国の推計数(万人)(注1)	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する	1.19	46.0	準ひきこもり 46.0万人
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.40	15.3	
自室からは出るが、家からは出ない	0.09	3.5	狭義のひきこもり 23.6万人(注2)
自室からほとんど出ない	0.12	4.7	
<b>計</b>	<b>1.79</b>	<b>69.6</b>	<b>広義のひきこもり 69.6万人</b>

ただし ア)現在の状態となって6ヶ月以上の者のみ  
イ)「現在の状態のきっかけ」で、「病氣(病名: )」に統合失調症又は身体的な病氣、又は「その他( )」に自宅で仕事をしていると回答した者 を除く  
ウ)「ふだん自宅にいるときによくしていること」で、「家事・育児をする」と回答した者 を除く

(注1)総務省「人口推計」(2009年)によると、15~39歳人口は3,880万人より、有効回収率に占める割合(%)×3,880万人=全国の推計数(万人)  
(注2)厚生労働省の新ガイドラインにおけるひきこもりの推計値は25.5万世帯となっており、ほぼ一致する。

## ひきこもり親和群の推計数

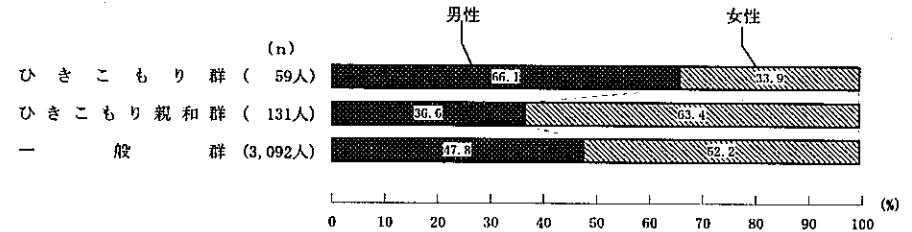
Q27—11~14の4項目が、①4つとも「はい」と答えた者、及び②3つは「はい」で1つのみ「どちらか」といえば「はい」と答えた者の合計から「ひきこもり群」を除いた者を「ひきこもり親和群」と定義。

- 家や自室に閉じこもっていて外に出ない人たちの気持ちがわかる
- 自分も、家や自室に閉じこもりたいと思うことがある
- 嫌な出来事があると、外に出たくなくなる
- 理由があるなら家や自室に閉じこもるのも仕方がないと思う  
(1.はい 2.どちらかといえばはい 3.どちらかといえばいいえ 4.いいえ)

ひきこもり親和群の有効回収率に占める割合は、3.99%  
ひきこもり親和群の推計数は、155万人

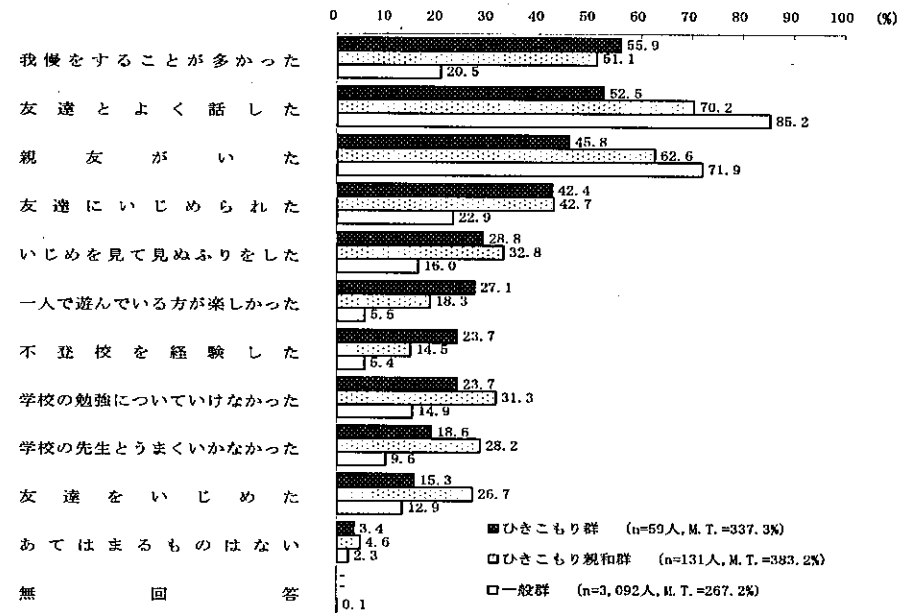
## 性別(Q1)

ひきこもり群は男性が多く、ひきこもり親和群は女性が多い傾向



## 小中学校時代の経験(Q11)

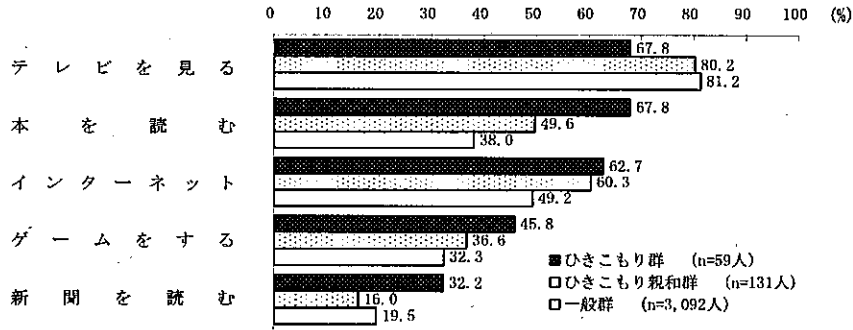
ひきこもり群やひきこもり親和群は学校生活が必ずしもうまくいかなかった様子がうかがえる





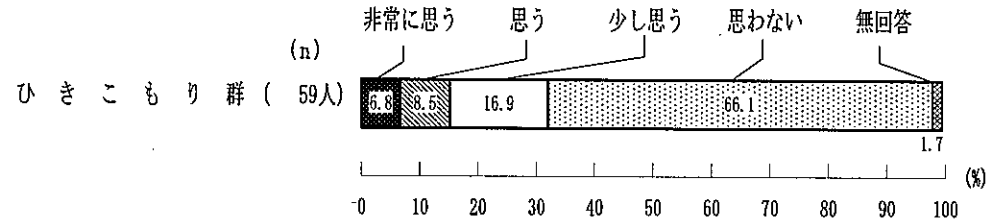
### ふだん自宅でよくしていること(Q18)

ひきこもり群とひきこもり親和群は、一般群と比べて「本を読む」や「インターネット」などが多い



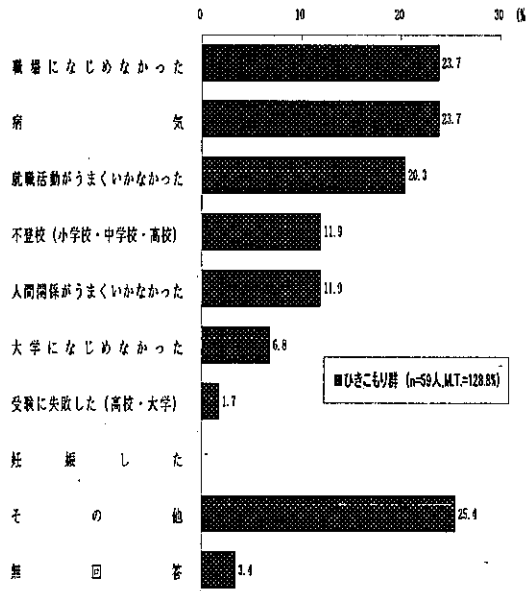
### 現在の状態について関係機関に相談したいか(Q24)

現在の状態について関係機関に相談したいと「思わない」者が、7割近く



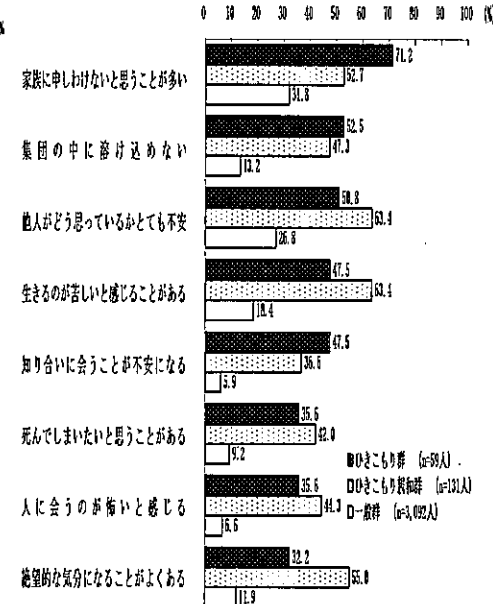
### きっかけ別(Q23)

仕事や就職に関するきっかけによってひきこもった者が多く、学校に関するきっかけの者は少ない



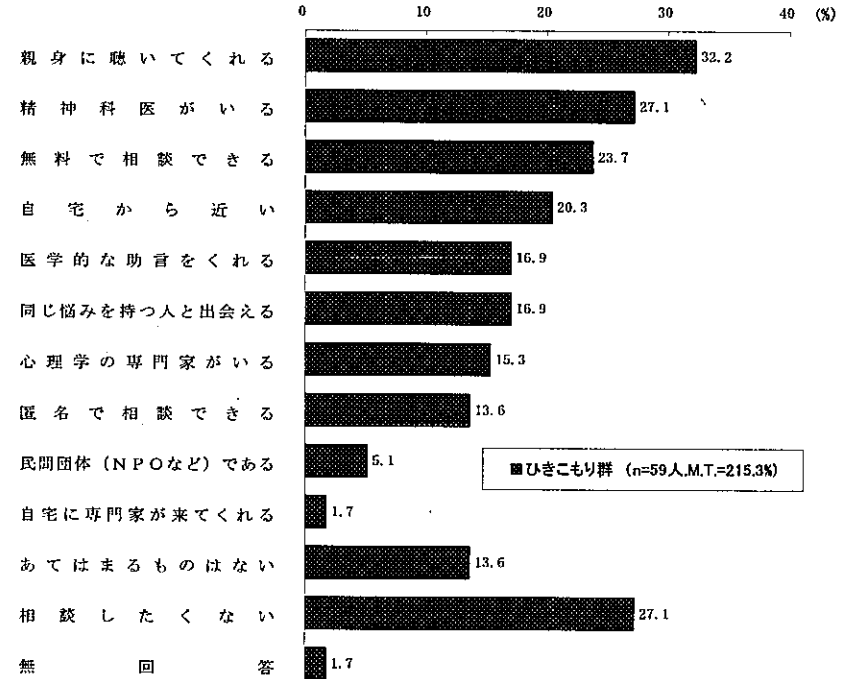
### 不安要素(Q28)

ひきこもり群と親和群は、一般群と比較して、様々な不安要素をかかえている



### どのような機関に相談したいか(Q25)

現在の状態をどのような機関なら相談したいか聞いたところ、①「親身に聴いてくれる」32.2%、②「精神科医がいる」が27.1%、③「無料で相談できる」23.7%、などの順



# ひきこもり70万人

## 「予備軍」も155万人

### 内閣府推計 30代が46%

家や自室に閉じこもって外に出ない若者の「ひきこもり」が全国で70万人に上ると推計されることが、内閣府が23日に発表した初めての全国実態調査の結果から分かった。また、将来ひきこもりになる可能性のある「ひきこもり親和群」は155万人と推計しており、「今後さらに増える可能性がある」と分析している。

#### ※ひきこもりになったきっかけ

職場になじめなかった	23.7%
病気	23.7%
就職活動がうまくいかなかった	20.3%
不登校(小学校・中学校・高校)	14.9%
人間関係がうまくいかなかった	14.9%
大学になじめなかった	6.8%
受験に失敗した(高校・大学)	1.7%

(内閣府調べ、複数回答)

調査は7月18～28日、全国の15～39歳の男女5000人を対象に行われ、3287人(65.7%)から回答を得た。

「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」「自室からは出るが、家からは出ない」「自室からほとんど出ない」状態が6か月以上続いている人をひきこもり群と定義。

「家や自室に閉じこもって外に出ない人たちの気持ち」が分かる。「自分も



#### 家庭・学校・地域連携して支援を

今回の調査は、回答者が社会的に自立しているかどうかに着目し、「趣味に関する用事の時だけ外出する」と答えた人もひきこもりと分類した。「趣味に関する用事の時だけ外出する」推計46万人を除く「狭義のひきこもり」は推計24万人で、厚生労働省が5月に公表した「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」の推計26万人に相当するとしている。

「実際のひきこもりの数は、推計よりも多いのでは」「ひきこもり親和群」の若者が社会に出れば、今後じわじわと増える「警鐘を鳴らす」。

内閣府は調査にあわせ、自治体や学校への支援の手引書をまとめた。支援機関や、ひきこもりの若者に就労体験させる活動が紹介されている。

家庭・学校・地域社会が「ひきこもり」は人ごとでないとの意識で連携する必要があると、(政治部 青木佐知子) 定義を広くとったのは、ひ

家や自室に閉じこもりたいと思つてある「嫌な出来事があると、外に出たくなくなる」「理由があるなら家や自室に閉じこもるのも仕方ないと思つ」の4項目すべてを「はい」と答えたか、3項目を「はい」と1項目を「どちらか」といえば「はい」と回答した人を、ひきこもり親和群と分類した。

その結果、ひきこもり群は有効回答の1.8%、親和群は同4.0%。総務省の2009年の人口推計で15～39歳人口は3880万人であることから、ひきこもり群は70万人、親和群は155万人と推計した。

ひきこもり群は男性が66%と多く、年齢別では30歳代が46%を占めた。一方、親和群は女性が63%を占め、10歳代の割合が31%と高かった。



ひきこもりとなったきっかけは、「職場になじめなかった」と「病気」がともに24%で最も多く、「就職活動がうまくいかなかった」が20%で続いた。

毎日 7/25 (日)

# 引きこもり70万人

## 内閣府推計 半数近くが30代

内閣府は、「引きこもり」の実態に関する調査結果をまとめた。それによると、全国の15〜39歳のうち、自宅に閉じこもってほとんど外出しない人は推計で69万6000人。職場でのトラブルなどが原因で引きこもりとなるケースも多く、半数近くを30代が占めた。調査は2月、全国の15〜39歳の男女5000人を対象に書面で実施。有効回収率は65.7%だった。

対象者全員に外出頻度を聞いたところ、自宅からほとんど出ない」と答えた人は0.12%。家から出ない」は0.09%、「近所のコンビニなどには出かける」は0.4%だった。これらを狭義の引きこもりと定義して推計すると、15〜39歳の年齢層では全国で23万6000人になる。

さらに「自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」は1.19%で、これを含めた広義の引きこもりは69万6000人となった。

広義の引きこもりのうち、男性は68.1%

女性性は33.9%。年齢別では35〜39歳が23.7%と最多で、30〜34歳の22.0%、20〜24歳の20.3%、15〜19歳の15.3%の順。

日経 7/24 (土)

# ひきこもり推計69万人

## 15〜39歳「傾向ある」155万人

内閣府調査

内閣府は23日、ひきこもりを分析した高塚雄介・日暮り状態にある若者が全日本精神衛生学会理事長は「国で推計約69万6千人いる」と高いコミュニケーション能力が必要な時代になった。ひきこもりの傾向、それがますますにひきこもりがある若者も約155万人に推計。調査結果だ」と話している。

調査は今年2月、無作為抽出した全国の15〜39歳の5千人を対象に実施。3287人から回答を得た(有効回答率65.7%)。調査では精神疾患や病

気以外の理由で「部屋からほとんど出ない」「家から出ない」などの状態が半年以上続くことを「ひきこもり」と定義し、59人(1.8%)が該当した。ひきこもり状態になったきっかけ(複数回答可)は、「職場になじめなかった」と「病気」がそれぞれ23.7%と最も多かった。傾向があった人も131人(4.0%)いた。

「部屋からほとんど出ない」「家から出ない」などの状態が半年以上続くことを「ひきこもり」と定義し、59人(1.8%)が該当した。ひきこもり状態になったきっかけ(複数回答可)は、「職場になじめなかった」と「病気」がそれぞれ23.7%と最も多かった。傾向があった人も131人(4.0%)いた。

# 仕事、就職で「引きこもり」

## 内閣府調査、30代からも23%

内閣府は23日、仕事や学校に行かず家族以外と交流しない「引きこもり」に関する実態調査の結果を発表した。仕事や就職がきっかけとなるケースが多く、30代で引きこもりを始めた人も23.7%に上っており、内閣府は「引きこもりは不登校と結び付けられがちだが、職場での人間関係も大きな要因だ」と指摘している。

調査は2月に、全国の15〜39歳の男女5千人を

対象に調査員が訪問する方法で実施し、3287人から回答を得た。回答内容から「引きこもり」と認定したのは1.79%で、全国では69.6万人に上ると推計。「自分も閉じこもりたい」と思うことがあると答えるなど、引きこもりに一定の理解を示す「親和群」も8.99%、全国で155万人とした。

引きこもりのきっかけ(複数回答)では、「職場」が最も多かった。傾向があった人も131人(4.0%)いた。

場になじめなかったと相談しても役に立たなかった」「親が過保護だった」が、それぞれ18.6%を占めたのが目立った。

山陰中央 7/24 (土)

「子ども・若者ビジョン」～子ども・若者の成長を応援し、一人ひとりを包摂する社会を目指して～  
 における新たな重点施策

平成22年7月23日  
 子ども・若者育成支援推進本部決定

「子ども・若者ビジョン」の策定の考え方

- ・育成の「対象」ではなく、社会を構成する重要な「主体」として尊重
- ・子ども・若者を中心に据え、地域ネットワークの中での成長を支援
- ・「すべて」の子ども・若者と、「困難を抱えている」子ども・若者の両方を支援
- ・「今」を生きる子ども・若者を支えるとともに、「将来」をよりよく生きるための成長も支援
- ・大人がその役割の重要性を認識し、積極的によりよい社会づくりを推進



理念

- ①子ども・若者の最善の利益を尊重
- ②子ども・若者は、大人と共に生きるパートナー
- ③自己を確立し社会の能動的形成者となるための支援
- ④一人一人の状況に応じた総合的な支援を、社会全体で重層的に実施
- ⑤大人社会のあり方の見直し

すべての  
 子ども  
 若者

○基礎学力の保障等、高校教育の質の保証

- ・小中学校段階における基礎学力保障のため、個別サポートを充実
- ・高校教育の質を保証するとともに、十分な基礎学力を身に付けられなかった子どもの学び直しを推進

○社会形成・社会参加に関する教育(シティズンシップ教育)の推進

- ・社会に積極的に関わる態度を身に付けるため、社会形成・社会参加に関する教育(シティズンシップ教育)を推進  
 (政治的教養を豊かにし、勤労観・職業観を身につける)

○子ども・若者の意見表明機会の確保

- ・審議会や懇談会等における委員の公募制の活用や委員構成への配慮、インターネット等を活用した意見の公募等を推進

困難を有する  
 子ども  
 若者

○社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を地域において支援

- ・教育、福祉、雇用など様々な機関がネットワークを形成して支援を行うため、子ども・若者支援地域協議会の設置促進や、訪問支援(アウトリーチ)等に携わる人材の養成を実施

○障害のある子ども・若者の支援

- ・特別支援教育を推進するとともに、インクルーシブ教育システムの構築という障害者権利条約の理念を踏まえ、その在り方を検討等

○薬物乱用防止

- ・薬物乱用防止に資する教育、広報啓発活動を一層強化
- ・刑事施設における薬物依存からの離脱指導や、薬物依存者及びその家族への支援の充実により、再乱用防止のための取組を推進

○子どもの貧困問題への対応

- ・一人一人の子どもの育ちを社会全体で応援するという観点から子ども手当を実施するとともに、高校の実質無償化、奨学金の充実等を実施
- ・児童扶養手当や生活保護の母子加算等によりひとり親家庭を支援
- ・貧困の連鎖を防止するため、生活面や学習面、家庭への支援を行う取組を検討

○外国人の子どもの教育の充実等

- ・日本語指導体制を整備するとともに、バイリンガル人材の配置等の適応支援を実施
- ・公立小中学校に入りやすい環境を整備(制度面の検討含む)

○子ども・若者の被害防止・保護

- ・児童虐待防止対策(子どもを守る地域ネットワークの機能強化等)
- ・児童ポルノ排除に向けた総合的な対策等

社会全体で支える  
 ための環境整備

○「開かれた学校」づくり

- ・スクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの活用などにより、学校における相談体制を整備・充実

○「新しい公共」による子ども・若者を支える活動等の支援

- ・税制の整備や社会的活動を担う人材育成等を行うとともに、地域で子ども・若者を支える活動やそのネットワークづくりを支援

○オンフスパーソン等の相談体制の普及

- ・第三者的立場から、子ども・若者やその家族等からの相談を受け、問題を解決する仕組みを普及

○大人社会の在り方の見直し

- ・非正規雇用対策の推進、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた雇用・労働の在り方の見直し等を推進

推進  
 体制

○点検・評価の仕組み

- ・子ども・若者などの意見を聴きながら施策の実施状況を点検・評価する仕組みを創設

「子ども・若者ビジョン」～子ども・若者の成長を応援し、一人ひとりを包摂する社会を目指して～概要

子ども・若者等に対する施策の基本的方向

位置づけ

- 子ども・若者育成支援推進法に基づく「大綱」として、子ども・若者ビジョンを作成
- 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針等について定めるもの

状況認識

- グローバル化の進展  
多様な価値観をもつ人々との共生が必要
- 情報化の更なる進展  
視野等を広げる一方、被害等の負の影響の懸念
- 雇用環境の大きな変化  
非正規雇用の増大、フリーター・ニートの数の高止まり
- 経済的格差の拡大と世代をまたがる固定化  
「子どもの貧困」問題としてクローズアップ
- 家庭や地域の養育力の低下、児童虐待被害

策定の考え方

- 社会を構成する重要な「主体」として尊重
- 子ども・若者を中心に据え、地域ネットワークの中での成長を支援
- 「すべて」の子ども・若者と、「困難を抱えている」子ども・若者の両方を支援
- 「今」を生きる子ども・若者を支えたとともに、「将来」をよりよく生きるための成長も支援
- 大人がその役割の重要性を認識し、積極的によりよい社会づくりを推進

基本的な方針

- |      |   |
|------|---|
| 理念   | (1) 憲法及び児童の権利条約に基づき子ども・若者の最善の利益を尊重        |
|      | (2) 子ども・若者は、大人と共に生きるパートナー                 |
|      | (3) 自己を確立し社会の能動的形成者となるための支援               |
|      | (4) 一人一人の状況に応じた総合的な支援を、社会全体で重層的に実施        |
|      | (5) 大人社会の在り方の見直し                          |
| 重点課題 | (1) すべての子ども・若者が生き生きと、幸せに生きていく力を身につけるための取組 |
|      | (2) 困難を有する子ども・若者やその家族を支援するための取組           |
|      | (3) 地域における多様な担い手の育成                       |

すべての子ども・若者の健やかな成長を支援

- (1) 自己形成支援
  - ・日常生活能力の習得 — 生活習慣の形成、規範意識等の育成 等
  - ・多様な活動機会の提供 — 自然体験、芸術・伝統文化体験 等
  - ・学力の向上 — 基礎学力の保障等/高校教育の質の保証 等
  - ・大学教育等の充実 — 質の高い教育の展開支援 等
  - ・経済的支援の充実 — 子ども手当、高校の実質無償化 等
- (2) 社会形成・社会参加支援
  - ・社会形成への参画支援 — 社会形成・社会参加に関する教育(シティズンシップ教育)の推進 / 子ども・若者の意見表明機会の確保
  - ・社会参加の促進 — ボランティア活動、国際交流活動 等
- (3) 健康と安心の確保
  - ・健康の確保・増進 — 思春期特有の課題(喫煙、性感染症等)への対応 / 健康教育の推進 等
  - ・相談体制の充実 — スクールソーシャルワーカー等の活用 等
- (4) 若者の職業的自立、就労等支援
  - ・就業能力・意欲の習得 — キャリア教育、職業教育の体系的な充実 / ジョブ・カード制度の推進 等
  - ・就労等支援の充実 — 高校生、大学生等に対する就職支援 等

困難を有する子ども・若者やその家族を支援

- (1) 困難な状況ごとの取組
  - ①ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者への支援等  
子ども・若者支援地域協議会の設置促進(ネットワークの形成) / 支援に携わる人材養成/地域若者サポートステーション事業の実施 等
  - ②障害のある子ども・若者の支援  
教育・就労支援等/発達障害のある者の支援
  - ③非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援等  
非行防止活動、相談活動の推進/薬物乱用防止(再乱用防止等) / 少年院における矯正教育等の充実/しよく罪指導等処遇の充実 等
  - ④子どもの貧困問題への対応  
子ども手当、高校の実質無償化、奨学金の充実/ひとり親家庭への支援 / 貧困の連鎖の防止/状況把握 等
  - ⑤困難を有する子ども・若者の居場所づくり  
要保護児童の居場所づくり/グループホーム等の居場所づくり
  - ⑥外国人等特に配慮が必要な子ども・若者の支援  
外国人の子どもの教育充実/定住外国人の若者の就職促進 / 性同一性障害者等/十代の親への支援/嫡出でない子
- (2) 子ども・若者の被害防止・保護
  - 児童虐待防止対策/里親の拡充など社会的養護の充実 / 児童買春、児童ポルノ等の犯罪対策/犯罪被害にあった者等への対応 / いじめ被害、自殺対策 / 被害防止教育(メディアリテラシーの習得、情報モラルの涵養等) 等

社会全体で支えるための環境整備

- (1) 環境整備
  - ①家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築
    - ・保護者等への支援を行う「家庭を開く」取組 — 家庭教育に関する人材養成、相談体制の充実 等
    - ・外部の力も活用した「開かれた学校」づくり — 学校支援地域本部やコミュニティ・スクールの設置促進 / スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用 等
    - ・放課後の居場所やさまざまな活動の場づくり — 放課後子どもプランの推進 等
    - ・犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり
  - ②多様な主体による取組の推進
    - ・相談体制の充実 — 子ども・若者総合相談センターの体制確保支援 / オンブズパーソン等子どもの相談体制の普及
    - ・民間団体等の取組の推進 — 国民運動等の取組の推進/「新しい公共」による活動等の支援
  - ③関係機関の機能強化、地域における多様な担い手の育成
    - ・専門職の養成・確保
    - ・地域における多様な担い手の育成 — 青少年リーダー等の育成/ピア・カウンセリングの普及 等
  - ④子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応
    - フィルタリングの性能向上・利用普及/インターネット上の違法情報の取締り / ゲームや携帯電話をめぐる問題への取組 等
- (2) 大人社会の在り方の見直し — 雇用・労働の在り方の見直し 等

今後の施策の推進体制等

- ・子ども・若者に関する実態等の把握 等
- ・広報啓発等
- ・国際的な連携・協力
- ・国の関係機関等の連携・協働の促進
- ・関係施策の実施状況の点検・評価
- ・子ども・若者の意見聴取等
- ・ビジョンの見直し(5年を目標) 等

\* 「子ども・若者ビジョン」は、主として学童期以降の施策に重点、「子ども子育てビジョン」は、乳幼児期を中心とした子どもや子育て家庭に関する施策に重点

## 若者自立支援検討会議

近年、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上で、困難を有する子ども・若者の問題は深刻な状況にあり、県では平成20年2月に若者自立支援検討会議を立ち上げ、福祉・医療・雇用・教育等関係部局や市町村との連携による支援について、各関係機関が携わった中で明らかになった課題や特徴的な事例を検討。

### 1 構成機関

- 島根県  
青少年家庭課、地域福祉課、障がい福祉課、雇用政策課、松江保健所、中央児童相談所、女性相談センター、心と体の相談センター
- 島根県教育委員会  
高校教育課、義務教育課、社会教育課
- 松江市保健福祉課
- 松江市教育委員会  
学校教育課、特別支援教育課、青少年支援センター
- 島根県警察本部
- その他団体  
財団法人ふるさと島根定住財団

### 2 会議実績等

#### (1) 平成19年度

##### 【第1回 平成20年2月13日(水)】

- ◆支援団体利用者の状況から見えてきた課題の整理
  - ・ 保護者から独立するための物心両面の生活支援・自立支援
  - ・ 本人の抱える障がい等
  - ・ 既存の支援策の柔軟な適用
- ◆現在の行政の支援策と課題の整理
  - ・ 住まいの確保、生活資金の確保、医療・心理的支援、就労支援、各種相談窓口等

##### 【第2回 平成20年3月17日(水)】

- ◆支援団体(2団体)からの現状報告及び意見交換

## (2) 平成20年度

### 【 第1回 平成20年6月19日 (木) 】

- ◆県・松江市の取り組み
- ◆今後の支援に向けた取り組み
  - ・ 問題を抱える若者を支援している団体の現状把握 (市町村へのアンケート)
  - ・ ケース検討会議
  - ・ 支援策の取りまとめ

### 【 第2回 平成20年11月20日 (木) 】

- ◆市町村へのアンケート調査結果
  - ・ 6市に13箇所の支援団体が有り、支援の主な対象者には大きな差はないが、その活動内容は多岐にわたる。
  - ・ 相談機能強化、情報提供、ネットワークの構築を求める意見あり→ 相談機関まとめガイドの発行 (H20. 12)
- ◆ケース検討
  - ・ 3ケース

### 【 第3回 平成21年1月29日 (木) 】

- ◆行政の支援策に関する課題等調査結果から今後の対応を検討
  - ・ 情報提供 (対県民) → 相談機関まとめガイド発行、HPによる情報提供
  - ・ 学校中退者への支援が必要 → 次回検討会議において情報共有
  - ・ 各団体スタッフのスキルアップ
    - 松江市における内閣府モデル事業によるユースアドバイザー研修の実施
  - ・ しまね協働実践事業の取り組みによる課題解決の検討
    - H21年度「困難を抱える若者の社会参加促進支援」にエントリー
  - ・ 関係機関の継続的総合的な支援
    - 松江市における内閣府モデル事業の実践

## (3) 平成21年度

### 【 第1回 平成21年9月11日 (金) 】

- ◆子ども・若者育成支援推進法の概要についての情報共有
- ◆中学校卒業時及び高等学校中退時に進路未定であった者に対する支援体制についての情報共有

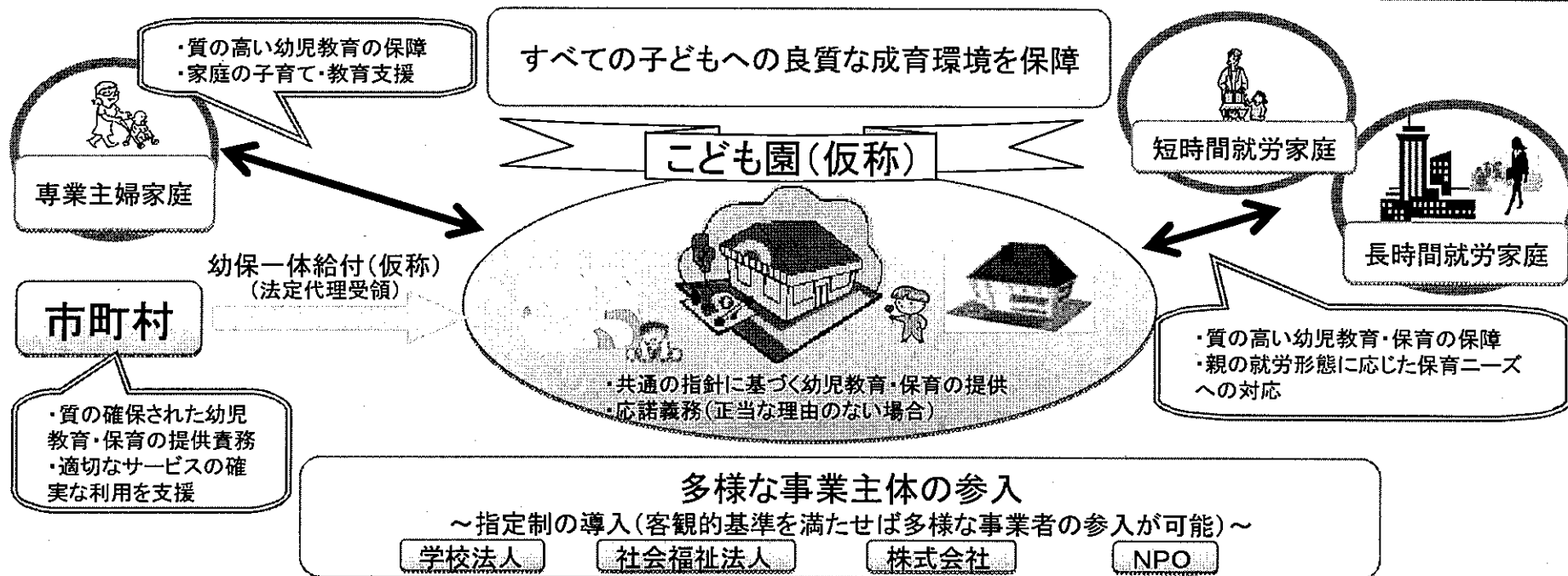
### 【 第2回 平成22年3月18日 (木) 】

- ◆文部科学省委託事業・しまね協働実践事業の実践報告 (1団体)
- ◆H22年度の各課関係機関の取り組み (当初予算の概要等)
  - ・ 子育て支援プラス事業による市町村支援・・・青少年家庭課分  
(①ネットワーク整備 ②人材育成 ③民間団体支援)

# イメージ① こども園(仮称)

別紙

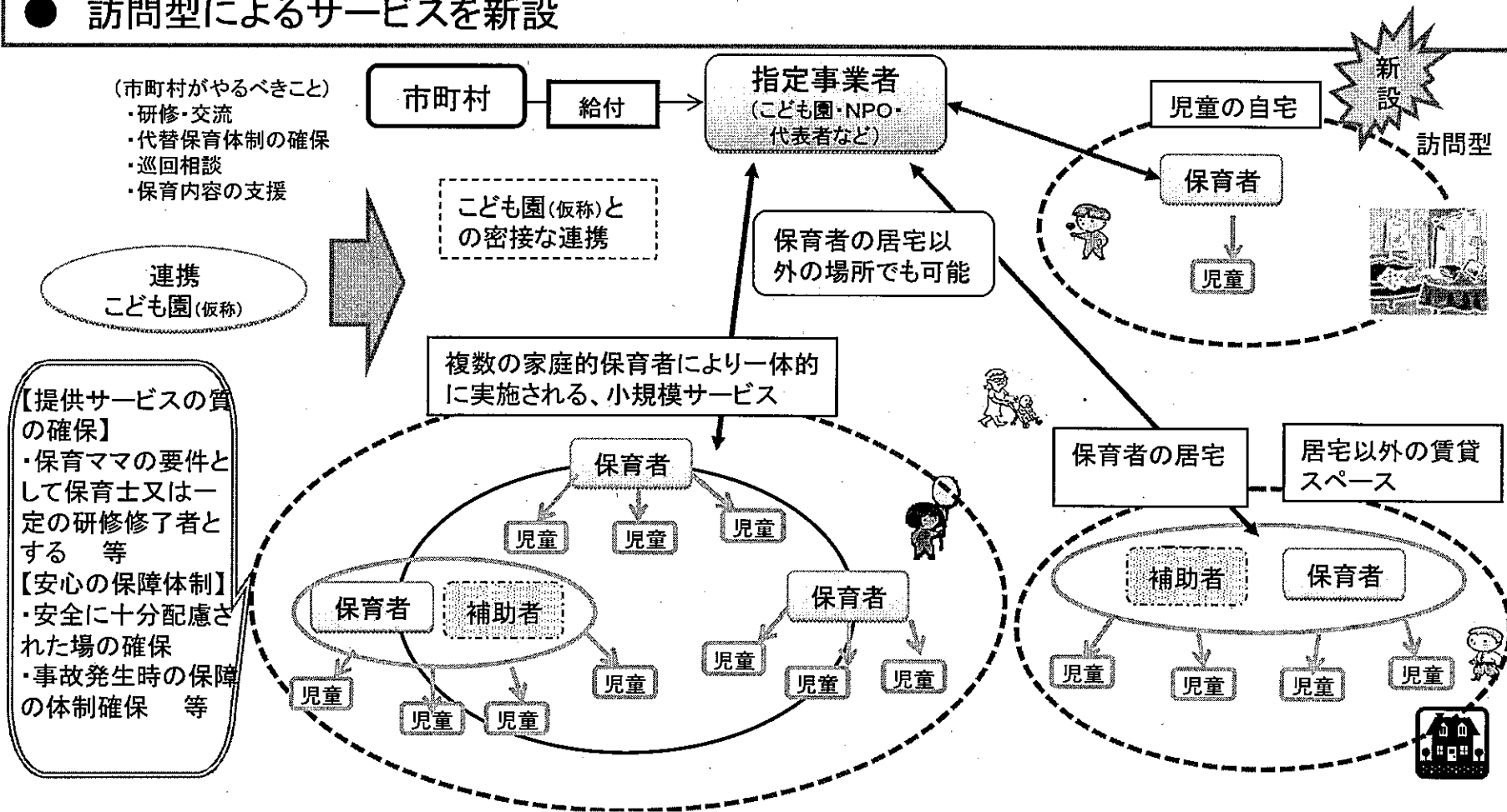
- 幼稚園・保育所の一体化  
幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い(保育に欠ける要件の撤廃等)、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供するこども園(仮称)に一体化。
- 給付の一体化  
幼保一体給付(仮称)による財政支援
- 機能の一体化
  - ・ こども指針(仮称)の創設(幼稚園教育要領と保育所保育指針の統合)  
→ すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障。家庭における子育て・教育にも資する。小学校学習指導要領との整合性・一貫性の確保。
  - ・ 資格の共通化を始めとしたこども園(仮称)としての機能の一体化の推進
- 多様な事業主体の参入  
学校法人、社会福祉法人、株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入が可能。





# イメージ②ー1 小規模保育サービス①

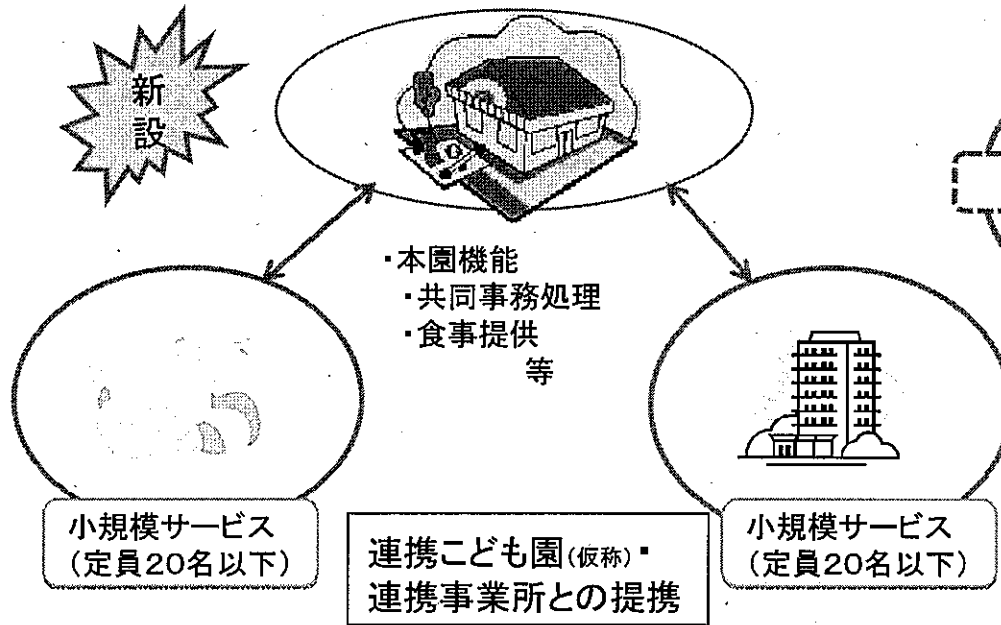
- 少人数を対象とするきめ細やかな保育  
少人数制で、一人ひとりの発達状況、体調などにきめ細やかに対応可能。
- 家庭的な環境の提供(主に3歳未満児を対象)  
主に3歳未満児を対象として、家庭的な保育サービスを提供。
- 訪問型によるサービスを新設



## イメージ②-2 小規模保育サービス②

- 独立したサービス類型の創設と独自の基準設定
  - 3歳未満児に重点化した需要に対応  
3歳未満児に特化したサービス類型の推進
  - へき地などの人口減少地域などにおける小規模保育サービス  
6~19人定員のサービス類型の創設等

【イメージ①】 連携型・サテライト型



都市圏で行う賃貸などでの  
小規模定員のサービス

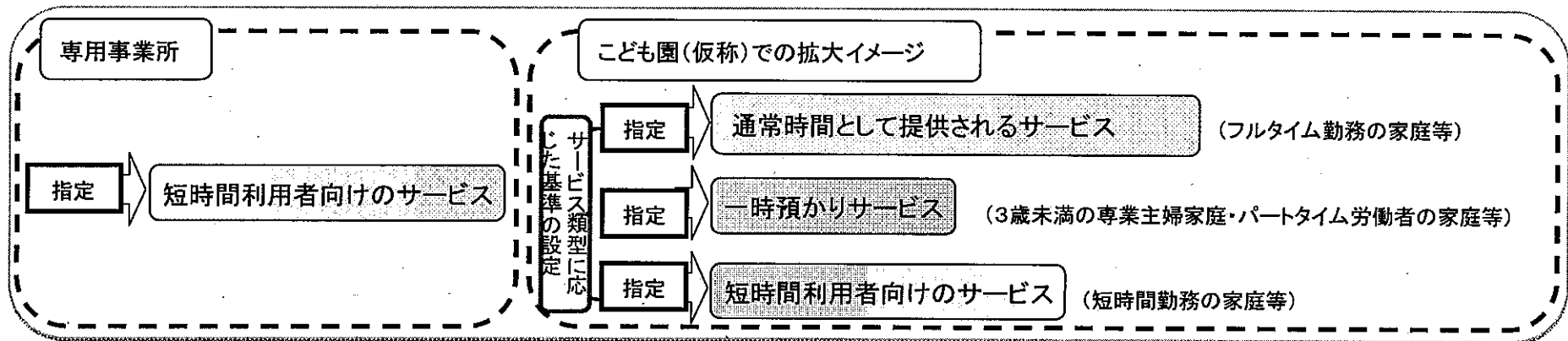
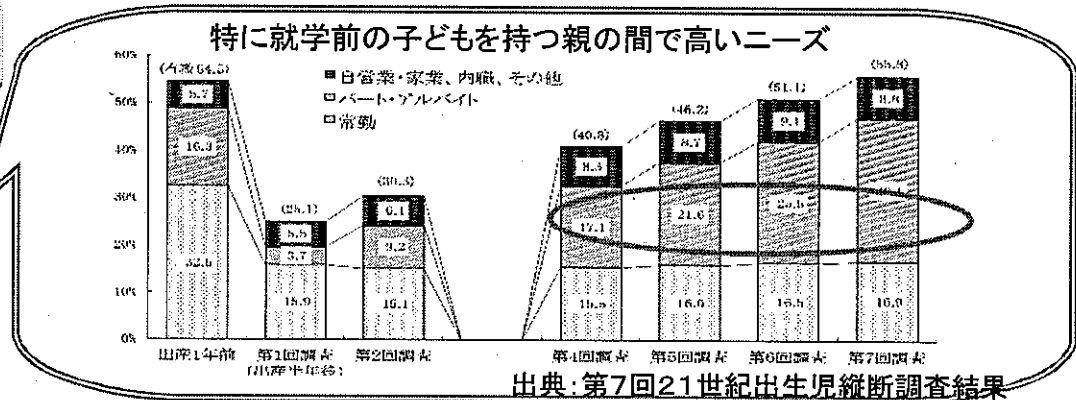
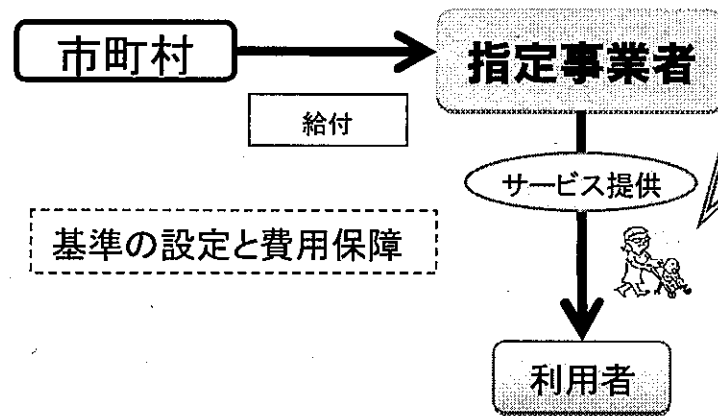
【イメージ②】多機能型



人口減少地域などにおける  
多機能型のサービス

# イメージ③ 短時間利用者向け保育サービス

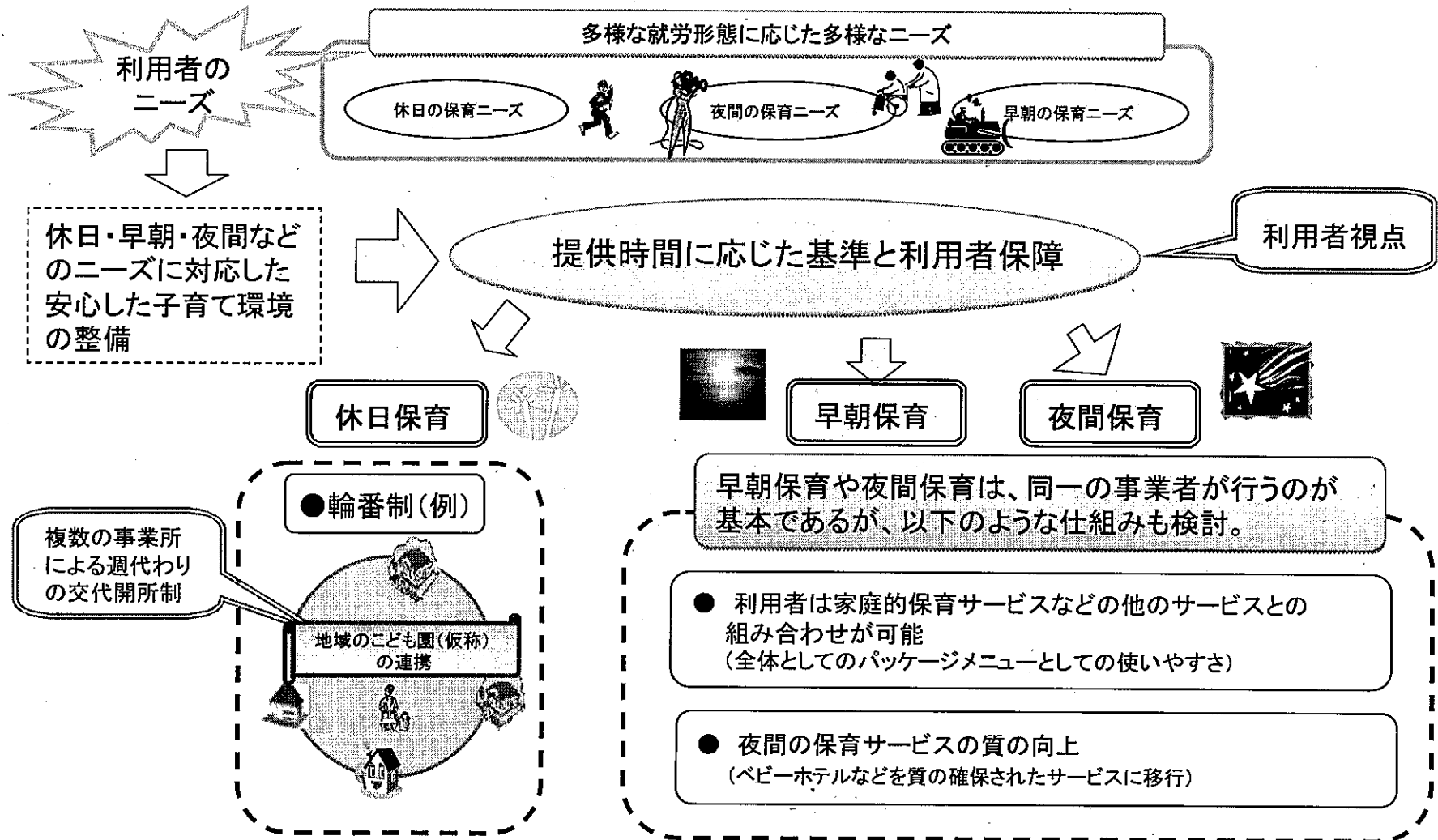
- 主に3歳未満の子どもを持つ親の高いニーズへ対応する専用サービス類型の創設  
実績上も、就学前の子どもを持つ親の間で、短時間利用できる保育を求めるニーズが高いことを踏まえ、日数、時間の短い需要に対応し、パートタイム労働者等が定期的に使う専用サービスを提供
- サービス類型に応じた基準の設定と費用保障によるサービス体制の確保
- 幼保一体化と連動し、こども園(仮称)におけるサービス拡大



# イメージ④ 早朝・夜間・休日保育サービス

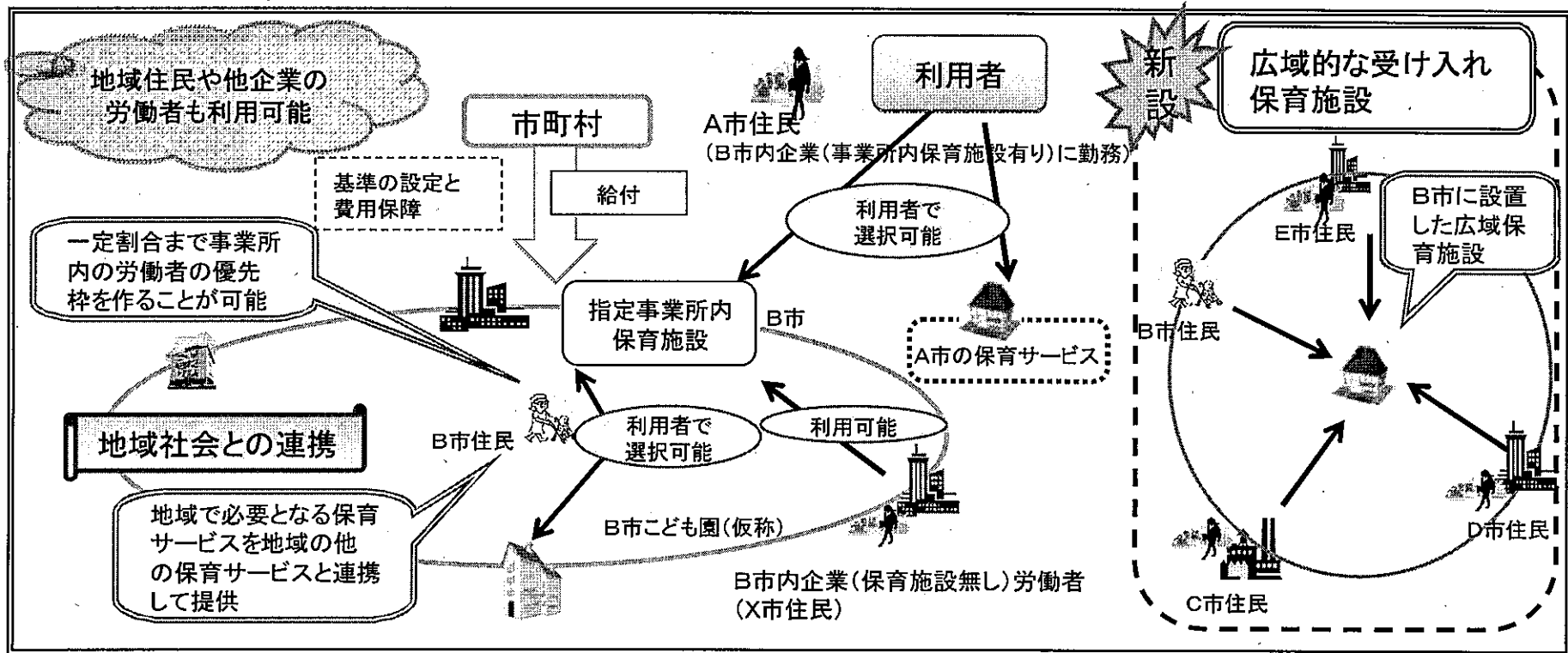
## ● 親の多様な就労形態に対応する安心な子育て環境の整備

早朝、夜間、休日にも対応する保育サービスを提供し、多様な就労形態にあっても、安心して子育てできる環境を整備



# イメージ⑤・⑥ 事業所内保育・広域保育サービス

- 子育てをしながら働く労働者が安心して仕事と子育てを両立できる環境の整備  
居住地だけでなく、職場の近くのこども園(仮称)も利用可能に。 **労働者にメリット**  
勤務時間に合わせた保育が可能に
- 企業の人材確保とその定着に貢献 **企業にメリット**
- 地域社会への貢献  
事業所内のこども園(仮称)が地域の他の保育サービスと連携 **地域にメリット**



# イメージ⑦ 病児・病後児保育サービス

## ● 子どもの態様に応じた利用

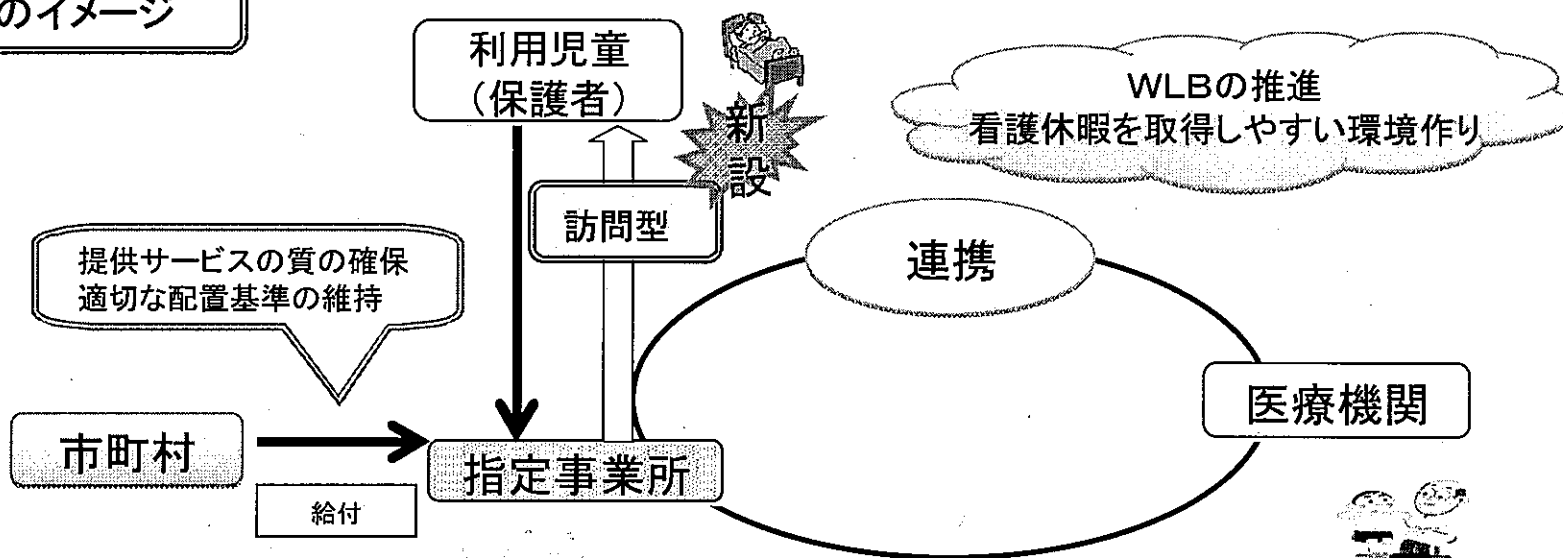
- すべてのこども園(仮称)で看護師を配置することにより体調不良児への対応を強化  
すべてのこども園(仮称)で看護師を配置(安全性と利便性の向上) (保育時間中に体調が悪くなった場合など)
- 施設型病児・病後児保育の提供(単独型、こども園(仮称)・医療機関併設型等を指定)  
(感染症等専用の保育を必要とする場合など)

事業主体が、安定的に運営できるよう、病児・病後児保育サービスの特性を踏まえた稼働率で算定するなど、実態に見合った評価体制・給付体系の構築

- 訪問型の新設(指定事業者)の検討

研修を受けた看護師・保育士等による訪問  
医療機関と連携したサービス提供

### 訪問型のイメージ



# (参考) 一時預かり(イメージ)

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、こども園(仮称) その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う。
- 市町村の他、NPO等も主体として活躍。

リフレッシュ、  
社会的事由 等

専業主婦家庭含め、すべての子育て家庭における  
様々なニーズに対応

